

十世紀王朝国家土地制度とその崩壊

坂 本 賞 三

【要約】 ここで十世紀王朝国家土地制度というのは、延喜荘園整理令を含む十世紀初頭の土地制度の改編で出発し、大体十一世紀中ごろまで続いたもので、それは私領と対立する意味の公田を国司に維持させることを中心にして構成された制度であった。その公田とは前代までの、国図内に記載されていた口分田など、永世私有田以外の田地の性格を引継ぐもので、荒廃しても私領となされず、私領よりも高い負担を負わされたものであった。国司は検田権を官から委譲されたかわりに、基準国図に固定された公田の維持を義務づけられていたが、そのため国内で名を編成した。名は公田耕作を目的とした、人と土地の把握のための組織であった。

十一世紀第二四半期ごろから右の制度は崩壊の徴候をあらわにしていく。すなわち公田が私領化し、別名が発生し、基準国図が放棄されてくる。そして十世紀の名も変化したと考えられる。

史林 四八巻四号 一九六五年七月

延喜初年の伊勢国「班田」を史料上の最後の実例として

班田制が終絶したあとの土地制度の研究は、律令制から荘園制への移行過程の究明の一環として進められてきたが、そこで十世紀がある特質をもった時期として注目されて以来、その特質に触れた労作が、すでにいくつか公にされてきている。ここでは紙数の関係上研究史を省略するが、以下行論の途次において部分的に触れることにさせていた

く。

私はさきに延喜荘園整理令を、基準国図の成立——免除領田制の形成^①、国司検田の成立——国司免判の端緒、という点から考察したが、これら二つの前稿は、延喜荘園整理令自体を主目標としたというより、本稿で考察する十世紀王朝国家土地制度の序説たるものであった^②。延喜荘園整理令が、それと同時に発せられた諸官符と関連して考えられ

るべきことはすでに指摘されているとおりであって、私は

これら諸官符にみられる土地制度改編の一部分として、その荘園的側面として延喜荘園整理令を考ふるべきだとしたのである。私がここで十世紀王朝国家土地制度というのは、この延喜荘園整理令(を包含する土地制度の改編)によって出発し、大体十一世紀中ごろまで存続したものであって、それは上記の基準国図の成立・国司検田の出発ということに特徴づけられるものであり、後述するように基準国図の放棄・別名の成立・公田の私領化などを崩壊の徴候とするものである。故に私がここで十世紀土地制度とか十世紀段階とかいう場合、それは単に九百年代ということを意味するのではなく、上記の特徴をもつ土地制度の行われた期間をいうのであって、十一世紀前半までを含むものであることをここでことわっておきたい(私は、寛弘ごろはもちろん寛仁・治安年間はまだ十世紀的の制度が維持されていたと解する。そして長久・寛徳をへて永承年間には制度的な崩壊の徴証がかなりみられているのであって、こうしてみると十一世紀第一四半期以降第二四半期間に線を引いた方がより正確だと思われるが、十世紀土地制度が一転して直ちに全面的変化をとげたのでもないから、

以下十一世紀前半ということにする)。

この十世紀土地制度を法としてまとめて記したものはない。故に私は個々の断片史料から復原し組立てて行かなければならないのであるが、後の時期における本期の遺制の抽出、前後の時期との比較による立論も行わざるを得ず、また敢て荘園関係史料から国領のあり方を推定する方法もとらざるを得ないであろう。

一 十世紀王朝国家土地制度の特徴

1 公田と基準国図

A 公田について 十世紀に入ると前代まで律令制土地制度において基幹をなしていた口分田はその名をほとんどあらわさないようになり、公領の田地は公田と称されているが、十世紀土地制度期における公田には二つの用法がある。たと考えられる。一般に平安中期以降の公田というのは官物収取の対象となる田地すべてを意味するとされているが、これは広義の公田であり、それとは別に十世紀土地制度期には私領と対立する意味で使われている公田、すなわち狭義の公田が存在した。本稿で公田という場合、特にことわ

らないかぎり狭義の公田をさすものとするが、この狭義の公田が十世紀王朝国家土地制度の中核をなすのである。

狭義の公田すなわち私領と対立するという意味を明確に示す公田の例として次のようなものがある。まずその代表的な例としてかの寛弘九年正月廿二日和泉国符案（平安遺文二の四五七号。以下平安遺文は平……号と記す）の「既謂公田、何有私領」がある。また康保三年四月二日夏見郷刀禰等解案（平一の二八九号）では「寺神領田畠私人領地公田」とあるものが、年欠東大寺三綱等陳状案（平八の三八三五号）に引用されているところでは「神寺領公田私領等有其数」となっており、私領と公田とが区別されていることを示している^①。大治四年十一月廿一日東大寺所司解（平九の四六九三号）の「元来非割国領公田、皆是百姓之墾田柚工之治田也」というのも同様と考えてよい。この用法の公田は官符にもみられるのであって続左丞抄治承二年七月十八日太政官符に「諸國人民以公田称私領、寄与神人悪僧等云々」とある（ただし治承ごろには実質的にはこの狭義の公田の性格がかなり失われているのであるが、これは官符の旧守性を示すもので過去に制度として存在していたことを明示している）。なお伊勢國の私領讓渡

・売買関係史料上にみられる「戸田」(……授給戸)と「治田」の区別も同様である（光明寺旧記遠江國御神領記徴古文府・田中忠三郎氏文書など）。

では私領と対立する意味の公田とはいかなる特質を有していたのであろうか。先にもあげた寛弘九年和泉国符案は十世紀土地制度研究上もっとも貴重な史料の一つであるが、そこで「既謂公田、何有私領、然則寛弘五年以往荒廢公田者、縦是雖称大名之古作、可令許小人之申請」といわれていることは狭義の公田の特質をうかがう手がかりを提供してくる。すなわち次の点である。

- (1) この公田とは上述したように私領に相對する意味で使われており、私領たり得ざるべきものである。
- (2) それは荒廢しても公田たるの本性を失わないといった固定的性格を有する。

(3) そこでは三年不耕原則が適用される（このことをはじめて注目されたのは村井康彦氏であった）。

(2)は、(1)のような狭義の公田というのが既に国内で固定されていたことを示すのであるが、そのような公田の固定は当然十世紀土地制度下の國の基本的土地台帳上に明記さ

れていた筈である。その国の基本的土地台帳が拙稿A・Bで述べた基準国図であり、実際に伊勢国の延喜の「班田」の際に「去延喜年中三郡令班田之日、神社仏寺公田等坪々各被定置」(平一の三三三号)といわれたのであった。

別名が続出してくる十一世紀以降においても、(九世紀末期の資料に基いたといわれる)倭名抄の郷が、(別名の郷や、村と同義の郷と区別されて)固定残存することが見られ、その倭名抄郷単位では「郷分」とよばれるものが郡的単位では「郡分」「郡田」とよばれて国衙領の中核的部分をなしているのであった(拙稿F参照)。もっとも、「郷分」「郡分」らが後代までずっと狭義の公田の特質を維持したというのではなく、後には私領化したであろうが、以上のべた倭名抄郷の残存は公田の範囲が固定していたことの名残である。先にあげた伊勢国の「戸田」と「治田」とが区別されていたことも、ここで想起される。なお本稿第一章1Bで述べる倭名抄の諸国本田数というのが公田だけを示したのかどうかは不明としても、基準国図上の固定と関係したことはまづ疑ない。

そして公田の公田たる所以を端的に示すのが(3)である。

同国符案の三年不耕原則というのは漠然といわれたものではなく、(1)の公田は私領たり得ないということと関連していわれたのであって、公田が荒廃しても私領たり得ないのは三年不耕原則が適用さるべきものだからであった(第一章1Bの(9)で述べる国図記載内の不堪佃田と別簿に移された常荒田との区別を注目したい)。ただし私は公田三年不耕原則が十世紀土地制度期を通じて厳格に適用されたとは考えないのであって、寛弘九年に至って和泉国司がことさらに、この原則をもち出してきたのは、後述する同国符案の意味するところと関連して考えなければならないものがあると思われる。

当然、公田に対する官物率法は私領のそれとは異なるのであって、公田官物率法の基本的史料の一つである保安三年二月日伊賀国在庁官人解(平五の九五八号)では公田は反別三斗米を基本としており(これは別符が出現してきた時期のもので別符の率法もならんで記されているが、この公田の官物率法は臨時雑役の田率分をも含めて、十世紀土地制度段階の形式をほぼ継承したと考えてよいと思う^⑥)、治田では官物が反別二斗だといわれていること(平六の二六六七号)と対比されるのであ

る。なお「利田請文」も公田と関係するのではないかと考えられる。^⑦

ところで十世紀土地制度下における狭義の公田とは総称的な用語であって、基準国図上には前代に引続いて口分田・位田・国造田……らの名称が用いられていた。寛弘三年大和国では国図(国)で使用してきた基準国図が朽損したため民部省図(ここでは民部省に上進されて保管されていた基準国図)を以て代替したが、後者で柴山寺申請の免除領田坪付と照合したところ相違する点がかかりみられ、その部分の民部省図の記載を注記した。それによると省図には「土戸(田)」「京戸(田)」「位田」「国造(田)」「治田」らの記載があった(平二の四四三号)。また同国弘福寺領の免除領田史料では同様に「京戸(田)」「位田(田)」があった(平三の二〇八九号、以上拙稿C参照)。また近江国元興寺領愛智荘の永承七年度の免除領田の史料でも「口分」がみられていた(平三の六九八号、拙稿E参照)。

このように狭義の公田とは治田や官省符荘田に対する諸種の田の総称として使われた用語だと考えられるのだが、このような公田の用法は最近虎尾俊哉氏が明らかにされた

とおり前代からすでに存在したものであった。すなわち氏は十世紀ごろまでの公田の実例を検討された結果、天平宝字三年の例を史料上の初見として令本来の用法と異なる公田・私田の用法が出現し、そこでは永年私財田たる寺神田・治田が私田、それ以外の田地が公田とされていたことを論ぜられた^⑧。十世紀土地制度下の狭義の公田とは前代からの用法を引継ぎ、そこに前代以来の三年不耕原則を保っていたのであった。

では以上述べた狭義の公田に対して広義の公田(官物徴収の対象となる田地として当然私領をも包含し、官省符荘不輸田に対するもの)は十世紀土地制度下に存在したであろうか。弘福寺領免除領田認定関係史料の国判にきまり文句のようにみえている「至于無色無図注者、已為公田、雖可付徴官物、寺家所愁領掌年久者、依事功德、任代代国判免除租税又了」という場合の「公田」^⑨は広義の公田としていわれているようである。というのは、このような荘内新開田は収公されるべきものだが、収公されても荘園領主は荘領として加地子を収めているからである(拙稿C参照)。しかし註^⑧の大山荘の場合のように国が同荘内勘出田を乗田として(国が)地

子を収取した例も存在した。^⑩とすると本来は官省符荘四至内勘出田はすべて狭義の公田となさるべきだったので、荘園領主がそこから加地子を収取することさえ国が恩恵的にみとめたことだったのか——荘園領主側や農民が功を加えて開墾した官省符荘四至内新開田は本来開発の特典すらみとめられないものだったのか。私はそのように解する可能性も否定はできないと思う。今ここで立入った推論をする余裕はないが、狭義の公田は前代からの伝統をもった概念であったのに対して、広義の公田は国司と荘園領主との間の交渉から形成されてきたもので、十世紀土地制度下に広義の公田概念が使用されたこともあったと考えられる。

B 基準国図の性格

私は前稿Aで延喜荘園整理令で作成された国図を基準国図と称したが、それはたまたまそれが最後の班田図となったから以後固定されて行ったというように偶然的契機によるものではなく、新たな土地制度の出発のために特定の目的で作成されたものと考えらるからである。^⑪それを官省符荘本田の面から述べたのである。そして前項でみたように狭義の公田もこの基準国図上に固定さ

れたのであった。以下十世紀土地制度下における基準国図の諸性格について少しく述べておきたい。

(a)まず基準国図の不変性についてであるが、ここで不変性というのは、班田制下では班田ごとに国図が作りかえられ、国司がそれに書きこむこともできなかった(拙稿B参照)のに対して、この基準国図は当初から作りかえられないことを前提としており、したがって次の(b)で述べるように国図がこれに書きこんで行った、という意味においてである。

基準国図が作りかえを前提とせずに出発したということは延喜初年にはやくも国による書きこみが行われるという通念が存在したことからわかる。延喜八年正月廿五日播磨国某荘別当解(平一の一八八号)の朱注に「校図注」と「同年図注」とがあること、および「国収納使不付国図志天……件新開田等之租米勘取事甚」といって抗議していることはそれを示す。もしも令制そのままの班田制が持続されていたのなら次の班田の年(延喜十四年)に新しく国図が作成されるまで待つはずのものである。

このように作りかえを前提とせずに出発した基準国図は、朽損・亡失すれば民部省に上進保管されていた基準国図で

もって代替された。先述した大和国寛弘三年度の免除領田認定から民部省図が使用されたことはこの好例である。また伊勢国で神宮司大中臣義任朝臣が私館に神領七郡や当隣国諸神戸文図田籍を運び移していたところ、永承八年正月六日夜火災が生じて図田籍らすべて焼失してしまったが、その後延久三年五月に宣旨が下され神領七郡の「班田」を改め行おうとするに当って民部省図が下賜された（神宮雜例集・太神宮諸雜事記）。

(b) 基準国図に国が書きこみを行ったことを示す例として、先述の播磨国某莊別当解のほか、寛弘三年度大和国弘福寺領免除領田の際に「件寺愁田畠……令下勘民部省図、悉以相違」といわれながらも「後施入省符并代々国判已以明白」であったのですべて免除されたということがあげられる（平二の四四四号）。代々の国判ですでに免除されて来ている（平二の四四四号）というのとは当然基準国図に書きこみをしてきたからである。同年度同国柴山寺領の免除領田認定の際にも同様な喰違いが生じたが、その後は京戸田・位田……らのことが同寺領の免除領田制史料に出てこないのも書きこみが行われていたことを示す。

しかし国が書きこみを加えて行った後でも基準国図の当初の記載が重んぜられていたという側面を見逃すことにはできない。大和国弘福寺領の免除領田認定の国判では先述したように「至于無色無図注者、已為公田……」ということが毎度くりかえされていたが、無色無図注が公田だというのは当初基準国図上で無色無図だったところがその後治開されたものは公田となさるべきだという意味である。しかもそれは代々の国判で免除されてきているのに毎度国判で同じ文言をくりかえしているのは、基準国図当初の記載を重んじたからである。前稿 A で述べた康保二年十二月十九日伊賀国夏見郷刀禰解案（平一の二八六号）の延喜三年図（『基準国図』）の引用もこの好例である。

(c) 次に基準国図の公田と密接な関係があったと考えられる倭名抄の諸国本田数、及び十世紀から中央で重視されている国司の不堪佃田解文について考えてみたい。

西宮記・北山抄・江家次第には平安時代中・後期の朝廷の政務・儀式を記しているが、そこでは諸国と中央とを結ぶ土地関係事項のものとして不堪佃田解文が重視されている。もちろん北山抄らに詳細に記している不堪佃田解文の

取扱い方については儀式化ともいふべき形式的なものもあつたであろうが、¹²⁾ それにしても不堪佃田解文が当時期において朝廷で重視されていたこと、及びその取扱い方に王朝国家の土地支配のあり方が表現されていたと解することは何ら差支ない。

不堪佃田解文とは何かということを考察するに先立って、まず北山抄に「凡不堪佃田、毎年開発、遂可作滿本数」とある「本数」についてみておきたい。その「本数」とは同書に「凡諸国不堪田雖不申請国内数十分之一、依式為例不堪、免除租穀、若過十分之一之時申之、是所謂過分不堪也、^(播磨国) 而指左国本田二万四千四百余丁十分之一所当等過千百卅余町……」とある播磨国本田数のようなものをさすわけであるが、右の数は倭名抄同国本田二万四千四百四十三段三十六歩と一致する。すでに戸田芳実氏は左経記長元七年十月廿四日条の上総国本田二万二千九百八十余町とあるのが倭名抄同国本田二万二千八百四十六町九段二百三十五歩とほとんど一致することから両者が関連することをいっておられるが、¹³⁾ そのほか、天喜四年十一月十一日伊賀守小野守経解^(平三の八二〇号)に「本田四千余町之國(伊賀国)、式教済物

無減省」とあるのが倭名抄同国本田四千五十一町一段四十一歩と一致し、勘仲記正応六年八月五日条や園太曆貞和元年十月廿一日条所引のそれぞれの撰津守解文にみえる撰津国本田万二千五百二十余町も倭名抄同国本田一万二千五百二十五町百七十八歩と一致する。¹⁴⁾

この諸国本田数というのが官省符荘不輪田を含まなかつたらしいことは、それが国司によって国内の不堪田を作り満たさるべき本数であったこと、また右の勘仲記の記事で「当国者本田万二千五百二十余町也、而中古以来神社仏寺領權門勢家庄逐年蜂起、每任倍增、其外或号本庄之加納、或称寄人之名田、恣以廣掠、不異免田、仍所遺公田其数不幾」とあることから推定される。が、それが広義の公田か狭義の公田かは明確でない。では不堪佃田とは何で、十世紀の朝廷は何故諸国々司の不堪佃田解文を最重視したのであろうか。

弥永貞三氏は三代格天長元年八月廿日官符に「夫除不堪佃之外、别有常荒田」とあることから不堪佃田とは年荒のことではないかと推定された。不堪佃田に年荒が含まれていたのは事実だと考えられるが、しかし氏があげておられ

る天平十二年浜名郡輪租帳のように「不堪佃荒廢」という事例が存在することも無視できない。そこで氏は、不堪佃田が政治問題化するのは平安時代に入ってからであるから、不堪佃田が年荒的な意味をもつようになったのもそのころからではないかと（断定をさげながら）推論された。¹⁵

しかし平安時代に入ってから不堪佃田が荒廢田を含んでいたことは依然として否定できないようである。例えば政治要略承平元年十二月十日官符で「応依先年符旨開発不堪佃田事」という中に「弥増荒廢欲満一郡、或以加墾開、僅及数頃」ということが含まれていなかったであろうか。

また右述の北山抄の「凡不堪佃田、毎年開発、遂可作満本数」という不堪佃田が年荒だけを対象としたとはどうしても考えられないのである。

では天長元年官符の「夫除不堪佃之外、别有常荒田」とはどのような意味だろうか。私はここで、延喜式民部上に「凡諸国校田者、皆校応堪見營之田、其常荒成川不用等地、各造別簿、並俱申上、不得隱没、若有違犯者、随状科罪」とあることに注目したい。実際、班田に際して荒廢田が国図から削除されていた例として、拙稿Aで述べた承和九年

七月廿一日因幡国高庭莊預解（平一の七三号）の「国図所定」と「无実田」がある。なおそこで述べたように貞観六年正月廿一日山城国紀伊郡司解案（平の一四三号）の「无実」が、同じ地について出された同年九月八日太政官牒案（平の一四五号）では「荒廢」となっていることも右と同じように理解されるものである。とすると天長元年官符の不堪佃というのは（まだ校田で削除されていない）国図記載内の荒廢田であり、それに対して別に常荒田ありというのは既に国図から削除されて別簿に移されていた常荒田を意味したものと解されよう。実際は同じ荒廢田でも、国図記載内のもは

開発しても「一身之間、永聴耕食」という特典をみとめることができなかったからここで特に区別して記されたのであった。天平十二年浜名郡輪租帳の「不堪佃荒廢」も、まだ校田により国図から削除される手続がなされていないものだったからである。同帳を分析された虎尾氏が、天平十二年当時の口分田総額を堪佃口分田と不堪佃口分田の合計とみる方が受田口数からいって妥当だとされたのは、右の解釈を裏づけるものである。¹⁶そして、続日本後紀承和四年二月癸亥条の「公田并荒廢田」も同様な観点から理解され

よう。

不堪佃田が平安時代に入ってから史料によくあらわれるようになるのは、班田が順調に行われなくなってきた、国図内の荒廢田が除かれなままに問題とされるようになったからである。こうしてみると十世紀に入って朝廷で不堪佃田申文が重要視された意味も理解されるであろう。もはや太政官の名でなされるべき校・班田は行われず、基準国図上に固定された公田乃至本田の範圍は荒廢しても除かれることはなかった。不変のものとして国司に付与された基準国図内の荒廢田は（再開墾されるまでは）いつまでも不堪佃田なのであり、朝廷の関心は基準国図に固定されたものゝかに維持するにかかっていたから、不堪佃田解文ならばにそれを満たすべき開墾田解文が注目され、その結果が和奏ときには荒奏でもって奏上されたのであった。

この段階においても不堪佃田は損田と併称されているから、不堪佃田に荒廢田と年荒とがあったことはいうまでもない。そして国司は不堪佃田解文と共に開墾田解文を官に提出していたのであり、開墾田数はそれまでの不堪佃田数を相殺すべきものとされたのであるが、しかしそれは単に

数字だけの報告だったのではなく「開墾坪付目録帳」をもなっていた。故に理窟からいえば基準国図外の空閑地開墾が官に報告されることもあり得た筈なのだが、しかし実際には不堪佃田数の大なるに比して、国司が官に報告する開墾田数は一般にそう大きくはなかったようである。小右記長元四年九月八日条に「開墾田数一段余、二段余、古昔者不滿町解文者返給之、近代三段者許給入道前大相府許」とあり、小右記や北山抄所引貞信公記などにその実例がみられる。かりに基準国図の公田以外の開墾田が報告されたとしても、それは民部省保管基準国図には記載されなかったであろう。先述した寛弘三年の大和国民部省図には榮山寺に対する「後施入省符」が記されていないかった。省符すら然り、況や開墾田解文においておや。

2 公田以外について

以上、公田と基準国図について述べてきたのであるが、では公田以外はどうであっただろうか。公田以外の土地という場合、まず墾田があげられるが、基準国図の公田には前代からの墾田も含まれなかったと考えられる。というのは、狭義の公田は虎尾氏がいわれた前代からの公田概念を

引継いでいるからである。

ところで(虎尾氏がいわれた意味の)公田に対する私田という用語は、十世紀に入ってからしばらくは史料上にもみられたのであるが、それは十世紀中葉に史料上にあらわれはじめ私領という用語が一般化するにつれて影をひそめるようになる¹⁷⁾。では私領という用語は私田と異なる特別な内容をもっていたのであろうか。以下、私領という用語の概念を検討することによって十世紀土地制度下における公田以外の考察を行いたいと思う。

私領という用語はこの後中世に広く使われて行くだけに、この用語は研究者の注目するところとなった。ところで私領の具体的な内容を明確に示す史料は多く平安末期か鎌倉時代のものであって、そのような史料から私領概念の分析が行われることが多かったわけだが、果してそのような方法で私領の歴史的な性格が見出されるであろうか。私領という用語が出現するのは、荘園制確立以前の、また別名成立以前の、十世紀中葉のことであった。そして私領という用語自体の意味は、元来は私的な所有物件という抽象的・包括的なもので、その具体的内容が時代とともに変わって行

ったのだ、ということも当然考えられるのである。故に私領という用語はその時代その時代の用例から考察される必要もあると思われる。

私はさきに別稿Dで、十世紀前半期から史料上にあらわれはじめ「勅施入田地四至内豈可有私地耶」とか「不輸之地不可有私領主」という文言の意味について考察し、それは従来いわれているような官省符荘内の私的田畠所有権を圧殺しようという強引な文言ではなく、その私領とは国がみとめた私的所有権、すなわち官省符荘領有と対等な(重複し得ない)権利としていわれたものであることを論じた。その文言は、官省符荘四至内には国が公認した私領がもともと存在しうる筈がないのだという、正に法的解釈としてのものなのであった。詳しくは拙稿Dを参照していただくとして、従来の解釈では、私領たることは寺領たることから離れることを意味するといわれていること(例えば平四の一四九一号・一六二〇号)が全く説明できないことを指摘しておきたい。私領あるべからずという文言が、いかなる場合にどのよう¹⁸⁾に使用されているかということにも少し配慮さるべきであった。十世紀土地制度下では私領という

用語が決して荘園内のものとしては使用されておらず、国がみとめた私有権を意味したのであって、それが後に荘園の不輸入が確定された段階に至って荘園内用語として使用されるようになったのである。

次に、私領とは田畠のみならず未開地山林をも包括した概念であるといわれるが、これが十世紀段階の私領にも無条件にあてはまるものであろうか。九世紀末まで、墾開のため、原野占有は三代格大同元年八月廿五日官符の「有庇墾開空地者、宜経国司然後聽官処分、然則除民要地之外、不要原野空地者須聽官処分」という原則に基いていた。この「宜経国司然後聽官処分」という手続は、太政官の名においてなされた班田收授制に相通するものであったが、これが十世紀に入ってどうなったかは明確でない。が恐らく「官処分」ということはなくなったであろう。では国司は自己の専断で墾開のため、原野の私的所有を奨励したのであるか。

ところで十一世紀中ごろから別名が現われはじめるが、その下地の別名は一定地域をかこいこんで未開地の所有が国から公認されるのであった(拙稿F参照)。このような場合、

国衙は未開地を開発すべきことを特記してその未開地私有を公認しているのであった。直接国衙支配下の例ではないが例えば書陵部所蔵文書(文永六年)官中便補三箇条事に

一、備中国山手保

件保者国宗宿禰官務之時建立之地也、而季継宿禰官務之初分附得之後、同申給宣旨、讓与朝廷云々、件請担任申請、被下宣旨、試廻開発之秘計云々、就之案之、令称開発之主者、已励其功之後也、未入功力之所、湧将来之開墾、令相伝子孫、更不叶道理、全不開先規、同任何可被返付官務者也

といっている例がある。もちろんこれは開発の実がない場合のことで、開発の実があれば当然私有を継続し得たわけだし、別名制が国衙勸農権の委譲——開発の促進を意味することもすでにいわれているとおりである。が、右の例は国衙のあり方をうけついだものと考えられ、十一世紀以降でも国は未開原野を放任していたのではないことが知られるのである。では別名制以前において、(別個の名をたてるという形態はさておいて)国衙は未開原野の開発のための私的所有を積極的に認めていたであらうか。

石母田正氏は、天喜四年二月廿三日藤原実遠所領讓状案

（平三の七六三号）の所領の表示形式に二つの型があるとし、条里坪付によって所領の位置が明示されているものをA型、単に四至のみを記載するものをB型とされ、B型はその所領の形態が条里坪付によって表現し得ないような形態、すなわち田畠のほかそれをめぐる荒蕪地及び林野を含む広い地域が所領となっているものであろう、といわれた²⁰。私も実質上はたしかに氏がいわれたとおりのものであると考えるが、しかし国が公験で果してB型の形式をとりその私有权を公認していたかどうかは別問題である。

というのは、長久二年三月五日藤原実遠公験紛失状解案（平二の五八八号）では、右の天喜の讓状ではB型記載で記されているが、長久二年三月五日藤原実遠公験紛失状解案（平二の五八八号）では、右の天喜の讓状ではB型記載で記されているが（両者の四至が同一であること）、その土地表示は「在伊賀国名張郡周智郷内田畠并肆拾町」とあり、刀禰の証判にも「一件四至之内、常荒田畠等、先祖相伝所領尤実也」といっていた。すなわち讓状ではB型記載であったのが、公験では田畠の領有をみとめる形式をとっていたのである。しかし国としてもB型の実質を知らないわけではなかっただろう。それは実遠の所領であった矢川村のその後の歴史が暗に示

している（後述する別名の初見史料が矢川であったこと）。

もちろん荒野が私的に所有された事例は奈良時代から見られないわけではなかった。しかしそれが墾開を目的としたものばかりであったかどうかは検討の余地があろう。民要地としてのものもあつただろうし、また官処分をうけたものもあつただろう。また十世紀段階においても（内容に不明な点があるが）長曆三年九月廿九日僧長惠空閑地請文案（平二の五七八号）のようなものもあつた。しかし十世紀土地制度期において、国司が空閑地の開発を積極的に推進していたかどうかは疑わしいのではなからうか。それが国司自身の意図に発するものだったかどうかは別であるが。私 はここで十世紀初頭に王朝国家が国司に対して、官省符莊四至内新開田の収公を命じたことを想起せざるを得ないのである。

さて、こうしてみると私田と私領との間に相違はなかったようである。では何故私領という用語が私田にとつかわるのであろうか。先述の矢川のように実質的には山野を包括したものが形成されつあつたということは当然ここで考慮されなければならない。また法的にも前代では寺・

神田を含んだものとして一般的に使われていた私田が、十世紀に入ると免除領田制によって官省符莊田必ずしも不輪たらずということになり、また四至内私領主あるべからずという問題も生ずるようになって、官省符莊田と私人所領とを分ける必要が生じてきたためではなかつたか。私領とは私人所領・私人領地から発したものではなかつたかと考えられるのである。

3 十世紀土地制度の特質

A 国司検田と国司免判 本章1でみてきた基準国図とそこに固定された公田のあり方を、前稿Bで述べた九世紀までの国図のあり方と対比してみると、そこから十世紀王朝国家土地制度の特質が浮び上ってくるであろう。前稿Bで述べたように班田制下では国図が班田ごとに作りかえられ、国司が自己の専断で国図に記入することができなかったのは、班田は太政官の名で行わるべきもので太政官が直接全国の土地を掌握すべきものであることを示すのであった。それに対して太政官の名で作成された最後の国図である基準国図は当初から作りかえを前提とせずに出発していたのであり、それは十世紀に入ってから国司が名実ともに検田

権を行使し莊内新開田の免否を自己の専断で決定していることと照応するもので、太政官は十世紀土地制度の発給に際して国司に検田権を委譲したことがわかる。国司は一任一検といわれたように任期に一度検田を行い、作人の名前を記した検田帳を作成してそれに基いて国内から賦課物を徴収した。

ところで太政官は無条件で国司に検田権を委譲したのではなく、それと抱合させた義務を付与していた。まず、基準国図の公田は前代以来の三年不耕原則が適用されるべき性格のもので、荒廢しても私領たり得ぬものとされ、私領よりも高い負担（反別三斗を基本とし、また恐らく公出挙が割りあてられたと推定される）が課せられるべきものとされた。第二に、右のような制約が付せられた上で、公田と密接に関係する国本田数は作り満たされるべきものとされ、一定の不埒佃田率（一〇パーセント）を超えると中央から不埒佃田使が下されるべきもの、となされたのであった。

このような制約をもつ公田を維持するためには、国司は何らかの強制を行わなければ、農民を公田耕作に従わせることができなかつたであろう。次に述べる「名」の基本的

な性格はここにあったと考えられる。また中央からも国司の公田維持を支援する方策がとられたであろう。十世紀からはじまる官省符荘四至内新開田収公の原則（『免除領田制』）はこの観点から理解されるべきものであり、また十世紀土地制度期に国司が未開地の新開免に積極的でなかったらしいのも、官の意向に基くものであったであろう。勅旨田の停止・新立荘園の禁止も同様である。

太政官はこのような制約を付して国司に檢田権（に代表される権限）を渡したのであるが、以後官はあまり国司に干渉しなかつたようである。例えば官省符荘内新開田に対する国司の免除認定はその好例である。すでにいわれているごとく十世紀に入るとすぐに国司が公然と官省符荘四至内新開田を免除する事例がみられはじめ。しかし太政官は国司にいかなる意味においても荘園の免除権を付与したことはなかつたのであって、延久荘園整理の際には官省符を基準とし、また加納田の禁止をうち出したのであった。では国司は何故に公然と荘内新開田を免除したのであるうか。

公田維持を主目的とした太政官にとっては、新しく墾田が開かれるよりもむしろ公田の満作こそがのぞましかつた

のであった。基準国図外に新開田ができてそこから官物が入ること自体は別に悪いことではなかつただろうが、官としてはむしろそれを抑制してでも公田の維持に当らせたかったのである。しかし官省符荘内に新開田が発生してしまったなら、それは基準国図からはみ出たものである。そして国司が、太政官から付せられた制約は基準国図に記されたものだけだと解したとすれば、そこからはみ出たものは自己の専断だと考えたのは当然である。そして延久整理令までの間、官の方でもそれを黙認したといつてよい状態であつた。

このことは延久整理令より前に行われた荘園整理の実施方法からも推測される。延久整理令より前の整理令の実施責任者は国司であつて、それを怠慢した国司は見任を解却されるというのがきまりであつた。ところで国司はどのようにして荘園整理をすべきであつたのか。

これを示すのが長久元年荘園整理の議が出されたときにいわれた「格後庄園可停止之由、度々有官符宣旨、然而一切無停止、高家権門責凌国司、或又公文勸了之咎歟、太非常也」（春記長久元年六月三日条）といふことである。この「公

文」というのは何であろうか。私はこの中に官省符も含められていたことは否定しないが、主たるべきものは基準国図であつたと解する。国司が行う免除領田認定の際、官省符よりも基準国図が優先すべきであつたことは前稿Aで述べた。そして格前・格後の基準となるべきものこそ延喜莊園整理で作成された基準国図であつたのである。

ところで国司がその基準国図に書きこみをしていくことは先述したが、そうすると既存官省符莊の、しかも四至内の新開田が、莊園整理の際に問題にされたであろうか。要は新立の莊園を整理すればよかつたのである。加納田の禁止ということが莊園整理令で明確にうち出されるのが、公驗を、中央で審査した延久整理令のときであつた、ということを目したい。

一体、国司が実施責任者とされた莊園整理において、国司はどのような形の実行報告を官に対して行つていたのであろうか。例えば天喜三年の整理令では、好んで莊園を立てる者があれば仔細を記して其身を召進じ、反抗する者は姓名を注して言上せよ、といわれている。元来(延久以前の)莊園整理とは、右述の文そのままのように、高家権門およ

び前任までの国司その他が国内でつくりあげていた既成事実を、現任国司が排除するためのバックアップとして出されたもの、といつても過言でないもので、国司はそれを利用して自己の判断で障害を除去すれば「公文勘了」と報告したのではなからうか。果して「公文勘了」といった現任国司に対する監査が、どれだけ、またどのようにして行われていたであろうか。

B 十世紀土地制度下の「名」 では国司では国内で土地・人民をどのような方式で支配したのであろうか。班田制崩壊後の支配体制については、「名」の性格の追究からはじまつて著しい研究成果をあげてきたことは周知の事実である。この研究過程で戸田氏は註⑦論文で村井氏の旧説をうけついで負名体制論を展開され、十世紀から十二世紀初頭の土地制度の特質を明らかにされた。氏はそこで班田制崩壊後の王朝国家は、公田領有を基調とし、検田帳を農民把握の中心的手段として比較的的自由な形態で公田の耕営を請負わせ、米納中心の所当官物の確保に主眼をおいたが、そこでは見作の公田を媒介としてその負名としての農民が把握さ

れ、夫役・雑物の收取も主として公田の名を対象としていた、と論ぜられたのであった。私は氏が明らかにされたこの時期の特質について基本的に賛成する者であり、氏がこれに続いて負名体制期の見作の不安定性という事象をとりあげられたのは、正に十世紀の問題の核心を衝いて行かれたものと考ええる。ところで戸田氏は十世紀から十二世紀初頭までを一括して論ぜられたのであるが、以下、私が今までみてきた公田のあり方と関連して十世紀土地制度下の「名」の性格を考えてみたいと思う。

十世紀王朝国家土地制度が公田の維持を主眼としたことは先述した。そして「名」というのも公田維持にその本質があったことは後述するが、戸田氏もこのことを指摘しておられた。^②ところが次章で述べるように十一世紀第二四半期ごろから公田中心の土地制度が崩壊しつつあったことを示す事象が続いてくるのである。すなわち、別名の出現、公田の私領化、格前格後原則の後退——基準国図の放棄、その他。そして「別名」という用語自体「本名」に対置されるいい方で、「名」の崩壊を意味するが、この別名の実体を有するものが十一世紀第二四半期ごろから出現してく

ることは、それまでの「名」の崩壊が行われつつあったことを示すわけである。そしてまたこの事象とほぼ時を同じくして国衙が臨時雑役を徴収する方式が変ってくるのであった。すなわち「人別」賦課から田畠賦課への変化である。^③これも十世紀的「名」の変化を示す一つの徴証だと考えられる。もっとも私はこの「名」の変化とはその本質を一変させるものだったとは考えないのであるが、しかし十一世紀後半以降の事象をもって直ちにそのまま十世紀土地制度下の「名」の特質を考えようとするのは少し注意を要する点があるだろう。

戸田氏は「名」の名称は実在の作人の名前をつけるのが原則だとして伊賀国名張郡十一世紀の例をあげられた。その代表的なものとして天喜五年六月廿八日伊賀国符案（平三の八六〇号）があるが、そこにみられる人名は「黒田住人名」として当時伊賀国衙が把握していた現実の作人の名前であると考えられる。そしてそのことは、十世紀土地制度下に国司が検田帳に現実の作人を記していたと考えられること（例えば次述平一の二四〇号や一の二六三号）と連続するものであることはまず疑ない。

ところで承平二年九月廿二日丹波国牒(平一の二四〇号)は「名」の研究史料として有名なものであるが、そこでは余部郷の百姓が余部郷に口分田がないので他の郷で口分田を班給されており、その班給口分田に基いて、「播本帳」の堪百姓の名前に付して調絹が課せられたのであった。「播本帳」とは検田帳もしくはそれと極めて密接な関係にある帳簿と考えられ、堪百姓とは国司の作成した検田帳に記された作人と同じものとして差支ないであろう。しかるにここで注目されるのは、これは堪百姓の調絹未進問題であるのに余部郷百姓に班給された口分田に基いて調絹が賦課されたと記しており、しかもこの余部郷百姓というのが名前すら明かにされず、肝心の調絹未進についても全く責任を負わされたような形跡がみられないのであった。⑤では一体この余部郷百姓班給口分田のことは何のためにここに書かれたのであろうか。

寛弘九年和泉国符案が十世紀土地制度の貴重史料であることは前述したが、「名」についてもいろいろな貴重な手がかりを与えてくれる。ここではまずその一つとして、荒廃公田では「大名」の古作であっても「小人」の申請を許す

べきだが、「本名」があつて古作を荒さず、なお加作しようとするものについては、郡司が、その新古の坪を検して「他名」の申請をとどめるべきだ、といっていたことをとりあげたい。ここで注目されるのは、「名」というのが(荒廢公田を含めて)公田請作と関連していわれているという点である。そしてこれから新たに荒廢公田の開墾請作申請をしようとする者が「小人」とよばれて「名」とは称されていないことを見逃すわけには行かない。「他名」といったのも、(すでに本名を有する者はもちろん)荒廢公田の開墾請作すること自体がすなわち「名」たることであつたから、「他名」たるべき申請を停むといったのである。承平二年丹波国牒で口分田班給が基となっていたのも、「名」が公田請作を本質とすることに関係するのである。

ところで名前すら明かにされない余部郷百姓というのは、堪百姓と実質的に関係のない名儀的な存在であつたと考えられるが、それは当該口分田の調絹を、(口分田が存在する属地の郷ではなく、班給された百姓の所屬する属人的なものとしての)余部郷が徴収すべきことを示すために、承平二年よりもずっと前に当該口分田が余部郷百姓名儀で固定されて

いたことを示すのではなからうか。そして先述したように伊勢国では授給戸を注記した「戸田」と、「治田」とが區別されていたが、この授給戸というはおそらくとも十二世紀初頭には固定されていたことがわかり、以後後代まで変らなかつたものであつた^⑦。それがいつごろ固定されたかは伊勢国関係史料からはさぐり出し得ないが、余部郷百姓班給口分田と同様に十世紀初頭に同様の目的で固定されていたものだと考えることは強ち不当でもあるまい。

ところで伊勢国の「治田」には授給戸のような注記がなかつた。もちろん前代では口分田が郷戸主の名前で登記されるのに対して治田は戸口の名前で記されたとか、十世紀以降の治田もあつた（ただしすべて十世紀以降のものとはいえないだろう）などの理由も考えられようが、では私領は名編成に入らなかつたのだろうか。

もし私領が名編成に入らなかつたとすると、狭義の公田としての制約を受けしかも高い負担を負わされる公田耕作に農民をつなぎとめることは絶対に不可能である。私はやはり戸田氏がいわれた「国領の一般的な名は、土地の法的権利からみれば、単なる有期的請作部分（『私のいう狭義

の公田。坂本）と、永世私有権を有する治田部分の二重構造を有する」ということは、十世紀段階の「名」でも貫徹していたと考えざるを得ない。私は、私領も公田維持に奉仕すべく名編成に組みこまれていたが、それは「名」の人的把握と関連していたと考えたいのである。「名」とは直接的に土地を示す概念ではなく、寛弘九年和泉国符案でも決して「名」を荒さずとはいわれていなかった。

十世紀の国はもちろん戸籍計帳的な人的把握はなし得なかつた。しかし全く人的に把握することを断念したのもなかつた。十世紀土地制度期においても国が何らかの人的把握をしていたことが史料上にみられる。例えば政治要略天慶五年十二月廿九日官符にみえる「但至干浪人、無口分田」ということがある。これは官符の旧守性に基くので校田授口帳が十世紀に入ってから後もみられるのと同じようなものだという反論もあろうから、官符でない別の例を一つあげておこう。天永元年十二月十三日伊賀国名張郡々司等勘注（平四の一七三九号）所収の長久四年十二月十一日伊賀国司返牒には、国が行つた勘出田収公が見られるように実体的な叙述がなされているのだが、そこで国が人の当国・

他国の所屬を問題にしているのである。またすでにいわれているように十世紀土地制度期の臨時雜役は「人別」賦課形式をとっている（このことについてはこの後で述べるけれども）。では国は一体どのような人的把握をしていたのであろうか。

ここで私は寛弘九年和泉国符案にみえる「作手」について考えてみたいと思う。そこでは浮浪の者が耕作の意思をもっていても「作手」がないので寄作しがないといわれている。これも「名」と同じく直接土地概念を示すものではない。作手はこの後の時期から売券などに私領売買譲渡と関連して現れてくるので私的所有権を意味するといわれるが、私的所有権というだけでは寛弘九年和泉国符案の作手の意味が明らかにならない。にもかかわらず売券などに見える作手と何らかつながりがあった筈である。ではその公約数とは何だろうか。

寛弘九年和泉国符案の作手は何らか国司から公認された国内の位置づけがなされることを意味したのであるが、ではどうしてそれが「名」なきによりといわれなかったのであろうか。「名」と「作手」とは似た性格をもちながら何

か区別されたものがあった。ところでここで注目されるのは、この和泉国符案の作手が浮浪人を対象としていわれているということである。前にあげた政治要略天慶五年十二月廿九日官符にみられるように浪人は国内で口分田を持つことができない原則であった（なお先述の長久四年伊賀国司返牒は、東大寺によって四至内に注し籠められた名張郡の公地の常荒開発のために他国から流入した者を当国人と区別して優遇したことを示すのだが、このことは次に述べる寛弘九年和泉国符案が出された趣旨と基本的には同じものであって、これをもって直ちに元来、浮浪人が荒墾公田請作をなし得ていたものと解するのは妥当ではない）。右の「作手」とは公田請作をする「名」をもつことができず、しかも名編成に組込まれることを意味したと考えられる。耕作権・私有権といわれる作手は荘公の支配徴税組織と無関係ではなかった筈である。本名体制成立後の作手も名の内部構成としてみえ（平七の三四五〇号）、作手売買の時にも名との関係が変更される場合にはそのことが付記され（平八の三九一九・三九四七・四〇六六号など）、作手の耕作権・私有権は「名」内部に位置づけられた個々の権利（義務）として理解されるべきである。

寛弘九年和泉国符案は、浮浪の者が既存の名編成内部に組込まれることを何らかの事情で阻害されていたので、国内の公民たることが出来なかったのに対し、「名」を占める富豪の輩が公田耕作を放棄するので、ここに和泉国司は「小人」の荒廢公田申請をもみとめる（すなわち新たに「名」をたてる）という方針に転換し、また荒廢公田再開発については収取を軽減する方針にふみきつた、という歴史的意義を有するのであった。もちろんそれでもやはり国内公民による荒廢公田再開発がのぞましいにはちがいがなかったから、本名ありて古作を荒ざず、という条件でなお加作しようとする者については「小人」の申請よりも優先させる、としたのである。先述した長久四年伊賀国司返牒も同じ趣旨であることはいうまでもない（ただし、伊賀国では、他国から入って来たものについてのみ雑役を免除するという特典がみとめられたのであって、荒廢公田再開発の収取軽減の特典の方法には国による相違があったことがわかるが、基本的な趣旨は和泉国と何ら変りない）。

以上みてきた「作手」の意味からすれば、十世紀段階の国司は、国内の富豪層らを把握してこれに公田請作をさせ

（当然その反対給付が何か認められていた筈である）、以後流入する者については、検田の際に「名」編成に入らない田畠の耕作をみとめない方針で、土地を通じて「名」の人的把握を行っていたのではないかと考えられる。そしてその公田は十世紀初頭（恐らく十世紀土地制度の出発時）に、郷所属百姓に班給されたという形をとってそれが固定持続していたが、それは郡乃至郷が（人身賦課形式をとる）臨時雑役を徴収するための区分にすぎず（官物は恐らく郡乃至は屬地的郷が徴収した）、現実には堪百姓＝作人が耕作していたのである。では私領も「名」として固定していたであろうか。恐らく私領は国司の検田で作人が決定される際に、作人や私領所有者の実体に即して、固定した公田中心の「名」に組替えられていたのではなかったであろうかと思われる（何らか無理があっても、どこかの「名」に編入され、また新に墾田が開かれた場合にもどこかの「名」に編入さるべきものであったであろう）。

かように国は国内の富豪たちを中心とした有力農民を把握し、これに公田耕作を請負わせることによって「名」を編成し、公民支配を行ったのであるが、この「名」に入ら

ない耕作農民は一人たりとも許容すべからざるものとした。それはもちろん人間として直接調査することができなかつたから、国司は検田によって「名」編成に登録されていぬ耕地を摘発するという形で取締っていたのである。「名」は実際には土地から作られていたのであるが、「名」に入らぬ者は耕作し得ないという形で公田を維持するための人的把握でなければならなかつた。検田しただけでは実際に官物雑役を徴収する実行力を生じ得ないであろう(検田はその基礎をなすのみである)。「名」は富豪の輩たちに公田耕作を請負わせ、官物雑役徴収を実現するための人的把握単位たるべきものであつた。³⁰ 臨時雑役もかくて人別賦課の形式をとつたのである。

臨時雑役が十世紀土地制度期に「人別」賦課であつたとされたのは、臨時雑役が官省符荘で免除されたケースから推定されたものである。しかし官省符荘で免除された形式がそのまま公民支配体制内でも同じ形式だったとは、直ちにはいえない。そして果して十世紀土地制度期に臨時雑役が完全に人別賦課方式をとっていたのだろうか。かの承平二年丹波国牒の調絹も余部郷百姓の班給口分田に基いて賦

課されていたのだし、また例えば寛弘三年度大和国弘福寺領の免除領田申請の文言に「当時国検田使背旧例、始以収公、付負段米国交易絹等」(平二の四四号)といわれているような類のものもあつた。国内公民支配体制内においては、臨時雑役も(人的把握たる)「名」単位で徴収されていたのではないか。そして「名」は実際には土地から作られていたから、臨時雑役の徴収にも実際には田率計算でなされていたのである。官省符荘に対して「人別」に臨時雑役が免除されたのは、「名」から外されたものだから「人」という表現をとらざるを得なかつたのである(「帳外浪人」という表現)。故に、官省符荘で臨時雑役が人別に免除されたといつても実際は荘田について免除されていたのであつて、右述の弘福寺領免除領田申請の文言はそれをよく示している。また逆に、すでに延長二年の申請で臨時雑役を免除されていたであろうところの丹波国大山荘別当僧平秀や田刀僧勢豊らが(平一の二一九号)、彼らの耕作していた公田部分については調絹未進が追及されたという事実も、かくして理解されるのである。

二 十世紀王朝国家土地制度の崩壊

本章では、前章で述べた十世紀王朝国家土地制度の特質が、どのように崩壊したかということを要約して述べようと思う。崩壊した後それに代って現れた新しい体制自体の考察はまた他日を期することとしたい。

1 別名の出現

別名とは、それまで存在していた名（そしてその総体としての郡郷）と別個に、単独の徴収単位として公認されたものをいう。別名には下地の別名と得分の別名とがあるが（拙稿D）、ここでは十世紀土地制度下の「名」に対して出現してきた下地の別名を主として考察の対象とする。

下地の別名の初見は河音能平氏が指摘されたように永承三年閏正月三日伊賀国符案（平三の六五三号）の矢川である。

ところでそれは前に述べたように、長久二年に藤原実遠が公驗紛失を訴えたときには田畠耕地としての所有が公認されていたものであった。その矢川は長久四年に禅林寺座主僧都に売却されたのだが（平二の六〇四号）、永承二年同房から伊賀国へ牒状が出され、その結果、矢川は（別名とし

て）立券され、四至内の開発に随って所当官物を国に出す一方、地子及び臨時雑役を免除されることがかの永承三年伊賀国符でみとめられたわけである。

なお同地について、永承四年同房から国司に対し「箭河庄」としての取扱いを要求する御教書が出されたが、国司はこれを拒絶している（平三の六七三号）。そして応徳元年三月廿二日官宣旨案（平四の一二〇号）によれば、当麻三子から所領を買得たという藤原保房が「当任国司初任以後、以件庄忝成別保」と抗議し、官物さえ出すなら畠桑等々は国から支配をうける道理はないと主張している。それに対して国司は「称庄園者、依公驗相伝、数代免判証拠分明、所得之号也」といって反論したのであった。これははじめて出現した下地の別名が（官物を出す）荘園と解されやすかったことを示している。

さて、禅林寺座主僧都が長久四年に矢川を買得して以来ずっと領有を続けていたのが、永承二年に至って国司に牒し、その結果国司から別名たることのみとめられたということは、伊賀国で別名が制度的に出發したのが永承二年か、それをいくらか遡らない時期であったことを推測させる。

別名の設置をみとめるということが、官符が出されて全

国一斉に画一的に出発したのか、それとも国司が各個に国例として形成したものは不明だが、国司が各個に行ったとしてもこのようなことは各個に官の承認を仰ぐべきだっただろう^④。が、国司が各個に官の承認を仰いだものとしても、各国で別名が制度化された時期にさほどのへだたりはなかったであろう。そして恐らく十一世紀第一四半期ごろにはまだ官がそのようなことを公認したようなことはなかったものと推測される。

類聚符宣抄寛仁元年十一月廿五日官符には、上・下賀茂社に山城国愛宕郡が四箇郷ずつに分けられて、郷内の神寺所領らの所領・延暦寺領の二村などを除く田畠など一切を神領として付与されたことが記されている（この間の事情は小右記にもっと詳しく記されており、左経記その他にもみえるが、右の類聚符宣抄の官符は最終的なものではなかったと考えられる^⑤。その経過には極めて興味深いことが記されているが、ここでは省略する）。ところでこのころ、倭名抄郷もしくは郡的単位としての郷（拙稿F）が、太政官によって神社に付与されたことが他にも見られるのであって、治安三年に大和国添上郡中郷・楊生郷が、郷内の神寺所領及び諸司要劇田ら

を除く以外を、春日社に寄せられており（平二の四九四号）、また後一条天皇の時（二〇一六一—二〇三五）に大和国添上郡北郷が同じく春日社に寄せられたことがみえる（平五の二三〇五号）。

なお小右記や神宮雜例集によれば天祿四年九月十一日に安濃郡が、寛仁元年九月十一日に朝明郡が、その後文治元年九月九日に飯高郡が伊勢神宮に寄せられた。

このように太政官が郡郷をそのまま付与するということが見られるのはこの時期までといってよく、この後は荘園の付与となる^⑥。なおその後平安末期から倭名抄郷がそのまま荘園に転化されることが見られるのは、別名が荘園化するのと同質のものであり、中には官から倭名抄郷を付与されたという事例もない（例えば、近江国木戸荘と和邇荘との堺相論のため、嘉祿二年七月に但馬国三方郷が横川中堂に寄附されたことが天台座主記にみえる）、これも十一世紀初期までの郡郷付与とつながるものではなく、荘園付与とつながるべき性格である。このように官が封戸収入の減少した神社に郡郷を付与するという事例が十世紀土地制度最末期にみられたということは、決して偶然ではなかっただろう。もしもそのころ太政官が諸国に別名制を公認して

いたものならば、当然別名を付与したであろう。

こうしてみると、太政官が別名制を承認するに至った時期はやはり十一世紀第二四半期ごろであったと考えられ、国司としても公田放棄を阻止し得ない状況にあったわけだから、一旦別名の公認が行われると直ちに全国に波及して行ったであろう。

ところで別名とは、前章で述べた公田維持のための「名」の強制力が無実化しつつあったことを前提とするわけである。別名の発生と表裏する十世紀的「名」の解体は次節でまとめて考察しよう。

2 公田の私領化と十世紀土地制度下の「名」の解体

別名の発生が十世紀的「名」の解体を前提とするとすれば、その解体はどのようにして行われたであろうか。十世紀的「名」は、前章で考察したように公田を維持するために、検田によって土地を媒介として作られた、公民の全一的把握のためのものであった。そして官省符荘に臨時雑役を免除するという形で人が付与されたが、これが後の荘民の源流となることはすでに指摘されているところである。ところが十一世紀中葉に和泉国では「所在庄園冊五箇所之

中、免田九百八十余町、寄人千二百八十余人也」（平三の六一号）といわれる状態になっていた。すなわち公民身分の脱出に成功した者が公民の数をはるかに超えていたのである。

公民身分の脱出、すなわち「名」から脱出した者にはもはや公田請作を強制できない。「名」の危機はここから発したのであり、和泉・伊賀らの国司が、他国人の流入を促進するため荒廃公田再開発の特典をみとめざるを得なくなったのも、ここから生じたのである。そして荒廃公田再開発にともなう収取軽減がみとめられるや、寛弘九年和泉国符案でいわれたように公民も古作をすてて荒廃公田再開発に向う動向がみられたのは全く当然であろう。永承二年十月廿七日高橋世犬丸田地売券（平三の六四六号）の公田が高橋世犬丸の先祖相伝所領として売却されたというのも、かくして発生した事象であった。

公田の私領化ということとはかつて泉谷康夫氏が論ぜられたところであった。^⑤氏がそこで十世紀段階の公田の広・狭義の区別を明確にされなかったことは同論文の弱点となつたが、しかし氏がそこで例をあげていおうとしておられた

のは私がいふ狭義の公田の私領化なのであった。関戸守彦氏文書の「便宜要門田」の公田的制約が十一世紀中葉には「家地便田」が「先祖相伝所領」といわれるに至っていること、康平元年清澄荘司が「称私所領、号本是公田之由、申請国判……」（平三の九二号）といっていることなど。ただし、私は、十一世紀前期に公田の私領化が急激に進行したことはみとめるが、公田のすべてが直ちに私領化されたとは考えない。恐らく、公田のまままで持続したようなものも少からず存在したのであり、さればこそ次に述べるような形で「名」は十二世紀まで続いていたのである。

さて、かくして十世紀的「名」は変容を迫られた。もはや公民としての全一的把握は不可能である。「名」という属人郷百姓班給口分田の外被はず去られた。こうなるともはや臨時雑役を人別賦課の形式とする必要は全くなくなった。臨時雑役が田畠に賦課される形式となったのは、従来から行われていた実質が、単に外被をとり去ったが故に現れてきたものといつて差支ない。

かくて、戸田氏がいわれたように検田帳の作人が「名」として把握されるようになった。検田帳上に作人を記し把

握すること自体は十世紀段階から存在したことであるが、もはや属人郷百姓班給口分田として固定化されていた公田区分の「名」は取除かれ、作人が請作する公田・私領に即して「名」といわれるようになったのである。これを仮に十一世紀的「名」とよぼう。

十一世紀的「名」も、十世紀的「名」に代る公民把握方式がなくてはならない。それが居住地主義であった。先述した天喜五年六月廿八日伊賀国符案の人名が、「黒田住人名作田……」（平三の八五九号）といわれるものであったことや、註②の康平三年の元興寺領近江国愛智荘の田堵らが荘内居住を追われるといわれたこと（国司も荘司側もともにかういっているが、これは国領のあり方が荘園に反映したものである）はそれを示し、典型的には戸田氏が引用された「抑雖相伝庄民、出住公郷之日、従国務、雖代々公民、入居庄内之時、不叶公役者、是当他国之例也」（平五の二四七号）という文言に示されるのである。ただし、居住地に基く公郷在家把握が明確にあらわれるのは戸田氏がいわれたように十二世紀に入ってからであろうが。

かように公田が私領化すると、基準国図の公田は実質的

意義を失うようになる。十一世紀初頭からみられた荒廢公田再開発收取輕減の特典が、直ちにではなくても、公田私領化の契機となったことは先述した。一方、莊園整理を励行せしめて公田維持のための労働力の流出を防止しようとした太政官も、当の莊園整理実施責任者である国司が密々に莊園をたてているといわれている実情では（後二条師通記寛治七年三月三日条）、新立莊園を根絶できるはずもなく、ついに長久元年莊園整理の議では格前・格後の整理基準を後退させる意見が出され（春記）、その線をうけた寛徳二年の整理令では前司任中以後の新立莊園の停止とされたのであった。この格前・格後原則からはじめて後退した寛徳莊園整理令が、前節で述べた別名の史料上の初見と殆ど同時と、ってよい時期であったことは偶然ではなからう。

しかし相変わらず整理の実施責任者は国司であった。天喜三年の整理の際に「以公地謀成庄園之輩、早進擲其身……」（平三の八八一号）という加納田禁止に近い指示が出されたが、果してどれだけ効果をあげたことか。かくて治暦元年には「比校公驗」（勘仲記弘安十年七月十三日条）という線が出され、それをうけついで出されたのがかの延久元年の莊園整理令

であって、公驗が、中央で審査されると共に、加納田禁止がうち出されてきたのであった。ただし、寛徳以前の莊園は国免のものでも公認された。ここに基準国図は、その莊園的側面については官自らの手で終止符がうたれたのであった。そしてその公田的側面も先述のようにその意義を失ってきていた。基準国図は十世紀王朝国家土地制度のシンボルであり、それと運命を共にしたものであった。

3 郡郷制と郷司の出現

十世紀王朝国家土地制度と関連して考えなければならぬ問題の一つとして郡郷制の問題がある。これも紙数を多くとるので別稿で独自にとりあげることとしたが（拙稿F）、ここではごく簡単に、本稿と直接関係することだけを略述しておきたい。

拙稿Fの冒頭で述べたように、一国内の国衙領を網羅した太田文を通観するに、そこで郷と称されているものが倭名抄郷名に合致する太田文が少からず見出され（淡路・能登・常陸へ弘安）、丹後・肥前、および但馬・若狭もこれに加えてよいと考えられる）、また平安中期以降の個々の文書・記録上に見える郷名をひろいあげてみても、讃岐国で典型的にみ

られるように、その郷が倭名抄郷名と合致する国が見出される。そして倭名抄郷名にない郷を多く記している太田文（豊後・石見）では保が見えないのであって（逆に郷が倭名抄郷名に合致する国々の太田文では保がみられる）、こうしてみると倭名抄郷名にない郷を多く記している太田文では、下地の別名たる保をも郷と称したものと考えられる。なお郡的単位・院単位では倭名抄的郷が現われ難いのである。

では九世紀末期の原資料に基いたと考えられる倭名抄の郷名^⑧がその後ずっと固定的に残存した（もちろん減少はして行くが、同質の郷を新たに創出しないう意味で）のは、どのように解されるであろうか。

郷はずでに平安初期には属地的性格を明確にしているが、^⑨太田文その他にみられる倭名抄郷単位（郡的単位が倭名抄郷を内部に包括しているのに対し、倭名抄的郷が国衙の直接收取単位となっているもの）の存在は、その属地的性格がずっと継続していたことを示す。しかるに既に松岡久人氏が指摘されたように九世紀から次第に郷長の地位が無実形式化しつつあり、^⑩十世紀に入ると全く形骸化したものが見えるのみで、土地売買などの実務は刀禰とよばれる者が郡司と併称

されて執り行っていた。すなわち十世紀には属地的郷の行政単位としての姿は明確でなく、郷としての存在は郡に包括されており（これは前代からだ）、郡司の下で後代の郡的単位のような形態をとっているのが十世紀の郡郷制のあり方なのであった。ただし後の郡的単位と異なるのは、内部にある倭名抄郷が属人的性格をも持たされていたという点である。

このように十世紀の郷は、前代と同様に、国衙の直接支配単位としては表面に現れて来なかったが、属地性と属人性とを併せ有するものとして郡の内部に潜在していたのである。そして先述した基準国図の公田の固定、および郷所属百姓口分田の形をとった人的把握単位たるべき「名」の固定は、倭名抄郷を、もはや新たなものが創設されることのない固定化したものとさせていたのであった。

十一世紀前半、十世紀的「名」が属人的性格の外被を一擲したとき、郷は属地的性格だけのものとなったが、やがて別名の設置がみられるようになって、郡の内部に潜在する形をとっていた倭名抄郷の中で、単独で国衙の直接支配単位となるものを生じてきた。それが郷司職の補任

された倭名抄郷である。このようなことがすべての国郡でみられたわけではなく、太田文にもかなり多く郡的単位の形をとるものが残存していたことは周知のとおりである。

倭名抄郷における郷司職の補任は、別名としての新郷における郷司職補任（例えば石見国久利郷々司職）と同様に、倭名抄郷が国衙直接支配単位となったことを示すのだが（倭名抄郷々司職がいくらか集った集合体的なものとして郡司職も存在するが、その郡司職とは独自の基盤を有するものではない。また例えば肥前国杵嶋北郷のごとく郡名を冠する郷およびその郷司とは、郡の分割されたもので郡および郡司と同質の存在である）、かくして出現した倭名抄郷単位は郷司の私領的性格を内に秘めていたものであった。それは当初依然公田分として郷司の私領とは区別される形式をとっていたが、やがてその区別もなくなり郷司の私領たることをあらわにしてくるのであった。

結 び

十世紀王朝国家は、前代まで戸籍計帳による人身把握方式をとってきた律令制国家が、戸籍計帳方式を一擲し、そ

れに代って基準国図——（国司検田）検田帳を基本とするところの土地に即した収取方式に編成替えすることによって、前代以来の公地・公民支配原則を維持しようとしたものであった。この支配方式が制度的に行われたのはほぼ摂関時代といわれる時期に相当し、その制度的崩壊の徴証があらわになってくるのは永承ごろであって、末法到来と恐れられたのもさこそと思われる。ただし、この支配体制は一時に全面的転換をとげたのではなく、政治的にも初期院政が直ちに所謂院政的専制を恣にしたのではなかった^①。十二世紀ごろ行われた本名体制成立までの時期をどう解するかは、また別個の考察を必要とするであろう。

① 拙稿「延喜荘園整理令の性格」（『歴史学研究』二七三号）……A

② 拙稿「荘園に対する国司免判の形成について」（『滋賀大学文学部紀要』人文・社会二二号）……B

③ その他本稿と関係する拙稿に次のものがある。

「免除領田制について」（『日本歴史』一六二号）……C

「平安期における荘園内百姓治開田について」（『歴史学研究』二五五号）……D

「元興寺領近江国愛智庄について」I・II（『滋賀大学文学部紀要』人文・社会一〇号・一一号）……E

「太田文からみた郡郷・別名制について」I・II（『滋賀大学文学部紀要』人文・社会二二号）……F

学部紀要』人文・社会一四号、Ⅰ・Ⅱは一五号・一六号に掲載予定）

……F

④ ここで「私人領地公田」というのは私人領地の公田（広義の公田）

と解される余地もあるが、それと同じものが「公田私領」といわれていることは、もはや公田の私領と解することを許さない。拙稿Dで述べ本稿でも少し触れるごとく、十世紀土地制度下の私領とは国がみとめた私有権であって、荘内農民治開田は私領とはよばれなかったのであり、私領は当然、国領にしか存在し得なかったものである。故に「公田」狭義の公田・私領」と理解しなくてはならないものである。

⑤ 村井氏「名成立の歴史的前提」（『歴史学研究』二二五号）。なお氏はその後「三年不耕の原則を放棄した寛平八年四月二日官符」（『荘園制の発展と構造』『岩波講座日本歴史』古代四 八二頁）といわれたが、寛弘九年和泉国符案との関係については説明しておられない。

⑥ 稲垣泰彦氏はこの公田反別三斗というのが「抑官物率法所載格案」（平五の二〇〇号）といわれていることから全面的な公田率法であるとした（『初期永田の構造』『中世の社会と経済』所収）。ただし、朝野群載卷廿二の元永元年十二月九日但馬第三度国司庁宣には「可令注進官物率法事」と在庁官人に命じているから、反別三斗の基本額以外の付加物は国による相違があったと考えられる。

⑦ 以上官物率法・利田請文については戸田芳美氏「国衙領の名と在家」（『中世社会の基本構造』所収）・赤松俊秀氏「袖工と荘園」中（『史林』四六の二）参照。なお「利田請文」については竹内理三氏が戸田氏に賛成されて、「利」は息利の「利」で、公出挙稲が割り取られていた田、と解された（同氏「平安遺文古文書編第七巻改訂覚え書」。また直接ではないがこれと関連して、虎尾俊哉氏が「十世紀段階で」公田Ⅰ租税田、粟田Ⅰ地子田とされ、粟田は出挙賦課の対象とされなかったのではないかと推定されたのを参考としたい（同氏註⑧論文）。公

田官物率法は十世紀土地制度期にすでに成立していたと考えられるが、租税田・地子田との関係については、伊賀国公田官物率法の基本額三斗のうち一斗が京庫納とされ、また註⑧の高津郷収納結解にも京庫納がみられたことを注目しておきたい。なお基本額以外の附加物は次第に増加されて行ったと考えられる。

⑧ 虎尾氏「律令時代の公田について」（『法制史研究』一四号）。氏は同論文の中で十世紀に入った後の公田の用法についても触れておられる。天禄四年東寺佞法家牒平二の三〇七号の「公田」が「粟田」と區別された理由も氏の解釈が妥当であると考えられ、このように、国が地子を徴収する場合には一般の（狭義の）公田と區別されるようなケースもあったわけだが（なお一般的に荘内収公勘出田からは租税が徴収される）、このような特別なケースでなければ一般に「粟田」も（狭義の）公田に含まれると解されること、また氏のいわれたとおりであると考えられる。なお右の史料で「公田」と「粟田」とが區別された一面の理由として、荘内勘出田が「粟田」として収公された大山荘の特殊な収公形態（平一の二七号に「国郡司隨庄家開発、収公為剽田」と、既に基準園図上に寺田と記されているのを園司が誤って「公田」としてしまった区別、という面も考えられるのではあるまいか。剩田が勘出田一般を意味した例として平四の一六八号、さらに「剩った田」を意味した例としては平五の二四四三号があげられる。

⑨ 弘福寺領免除領田認定関係史料は寛弘三年度のもの（平二の四四四号）がもっとも古いのが、同年に大和国で新たに民部省園を使用しはじめたため、この園判の「公田」だけは無色無図と区別された明かな狭義の公田である。念のため。

⑩ 年不明撰津園租帳（平補四六号）から計算すると、租田の応輸稲は反別一東五把であるのに対して、地子田の応輸稲は反別四東二把であったらしい。とすると同園の地子田は反別二斗一升で收取されたわけ

だが、これと大山荘の勘出田の地子とが同じかどうかは問題としても、参考にはなしうであらう。

⑪ 拙稿Aで述べたように、基率国図の作成ということは複雑な問題をかかえたものだけに、一時に全国で完成されるといったものではなかったと考えられる。別聚符宣抄延喜十四年八月八日官符の関郡司職田の項では、延喜二年度以前の帳から採られたものが少からずみえる。すなわち鎮西諸国（薩摩国は不明）・杵岐島と、安房・丹後・土佐・出雲の諸国である（鎮西諸国が殆どここに入っていることは、あるいは倭名抄の鎮西諸国の本田数が、他の国々とちがって概数形式をとっていたことと関係があるのかも知れない）。関郡司職田の数は「随時増減、無有定数、件数者、此惣近年帳所令勘申」（別聚符宣抄延長七年三月十三日官符）といわれるような性格のものだけに、もし基率国図を作成し終ったような国なら当然延喜二年以後の帳から採られたであろうと考えられる。

⑫ 江家次第は殆ど儀式的側面に終始しているが、北山抄や、西宮記の書式などからはかなり実体的なものをうかがいうる。詳細省略。

⑬ 戸田氏「中世初期農業の一特質」（『国史論集』一）

⑭ 諸国本田数は倭名抄のほか、拾芥抄・掌中歴・色葉字類抄・伊呂波字類抄・海東諸国記・運歩色葉集らに見られるが、この立入った考察は紙数を多くとるのでここでは省略する。右の諸書のうち後の二書を除いた五書が問題になるが、大きくみれば、倭名抄の数字と拾芥抄の数字とがあって、色葉字類抄は拾芥抄の系で、掌中歴と伊呂波字類抄とは両者の混合といつてよい。そして個々の文書・記録にみえる諸国本田数と合致するのは倭名抄の数字であった。では拾芥抄の（原）数字とは何か——（平安末期の検帳か？）。とまれ村尾次郎氏が「律令財政史の研究」で試みられたような、諸書の本田数から校訂数を出すことや、またこれらの数字を大同——弘仁ころのものとする

果して妥当であるか、については疑なきを得ない。いうまでもないが拾芥抄の数字を南北朝室町期のものとすることは不可能で、その数字の一部が掌中歴や伊呂波字類抄に使われているということを目玉すべきである。なおついでながら、鎌倉時代に作成された太田文で総面積を記しているものうち、鎮西諸国のものを除いて石見・若狭の太田文の総面積は、倭名抄の本田数より少いのであって、播磨国についても峰相記の記すところではやはり鎌倉時代に入ると減少している。

⑮ 弥永氏「律令制的土地所有」（『岩波講座日本歴史』古代三）

⑯ 虎尾氏「班田収授法の研究」補論第一章。なお統日本紀延暦十年五月戊子条に「諸国司等、校収常荒不用之田、以班百姓口分」とあるがこれは別簿に移された常荒不用の田を「校収」して口分田にあてていたというのである。また三代実録仁和元年四月十七日条で遠江国の流損崩埋口分田の代りに不堪佃田を授給することが認められたというのは、元慶から仁和にかけて諸国で班田を行おうとしていた動向と関連して考えられるべきもので、当時班田準備中の同国で、削除を予定していた不堪佃田を以て右の崩埋口分田に代給することを官に申請していたのが認められた、という意味である。

⑰ 上横手雅敬氏「私領の特質」（『中世の法と国家』所収）

⑱ 大山喬平氏「国衙領における領主制の形成」（『史料林』四三の一）

⑲ 島田次郎氏「私領の形成と鎌倉幕府法」（『史学雑誌』六七の一〇）

⑳ 石母田氏「中世的世界の形成」

㉑ 戸田氏の公田概念は「公田はすべてが単なる請作地ではなく、その中に百姓の小規模な治田・私領を含んでいる」（註⑦論文一九二頁）といわれたように広義の公田概念であるが、氏がその中で有期的請作部分といっておられるのは私がいう狭義の公田概念で、それを中核として「名」を述べておられるのである。

㉒ このことはやくから注目されていたことだが、最近発表された臨

時難役を主題としたはじめての論文である長山泰孝氏「臨時難役の成立について」(『ヒストリア』三九・四〇合併号)を参照。

⑳ ここで余部郷に地がない、といわれているのは、班給すべき口分田がないという意味であって、全く土地概念のない編戸上だけの郷という意味ではない。高山寺本倭名抄山城郷に注記されている「有郡謂之郡家、有駅謂之駅家、以寄諸社謂之神戸、不入班田謂之余戸、異名同、除而不載」とあること、および余戸という地名が現在も残存しているものがあること、を想起したい。ただし、承平二年丹波国牒で余部郷が属人的郷としていわれていることはたしかに注目されなければならぬ。そして十一世紀半ばから後、郷の属人的性格という外被が全く無用となったからは、余戸郷は郡郷の再編成過程で他の郷に吸収されて行ったと考えられる(拙稿F参照)。高山寺本倭名抄では右所引の注記の方針に従って郡家・駅家・神戸・余戸が原則的には除去されているが(ただし僅かながら余戸・神戸・駅家が記されている)、班田に入らないからという理由で余戸を郷名から除去しようというのは、十一世紀中期以降の公田中心の郷觀念なくしては考えられないことを注目すべきである。

㉑ 稲垣泰彦氏註⑥論文

㉒ 承平二年丹波国牒の解釈については、原秀三郎氏から有益な教示をうけた。ここに感謝の意を表すると共に、氏の構想が公にされるのを期待したい。

㉓ 尾張国郡司百姓等解(平二の三三九号)十六条にも「郷分之綱」というのがみえ、天喜五年度の高津郷収納結解(平三の八七九・八八六・八九三号)にも「郷別綱」がみえる。

㉔ 天永四年二月廿五日大中臣某封戸亮券案(平四の一七九二号)にみえる取石部常吉戸というのが、光明寺旧記の鎌倉末期の徳治二年の文書に取磯部常吉戸と取石部恒吉戸と見えており、それは「於地本常

吉田嶋」ともいわれている。なお同類のものが「本名吉永戸百姓宮王大夫永真」(光明寺旧記徳治三年三月使權福宣度会神主解案)といわれているのは興味深い。

㉕ 本名体制成立以前においては、作手が公田(荘田)請作と別個にとりあげられているケースがみられるが――例えば保元三年六月廿日鳥羽天皇宣旨案(平六の二九三四号)の長元年中の宣旨の内容や、寛徳二年五月十八日関白家政所下文案(平二の六三三三号)――、それらも作手が公田(荘田)請作と無関係な徴税単位であったというのではなく、私有権部分の処置が別個にとりあげられたものにすぎない。応保二年二月春日社預下文案(平七の三一〇〇号)で「名」の所当御供米を対捍する者について「作手者以御神加制止」といわれたような関係が、本名体制成立以前に当然考えられるのである。

㉖ 康平三年四月廿一日近江国愛智荘司等解(平三の九五四号)の国判に「寺領田嶋地子等事、依傍例弁済之、凡寺領田嶋所当地子物并雜事等、若有非法者、田堵等不可寄作件免田、又且失住其地也」とあるように、寺領の地子・加地子・雑物を対捍する田堵は、国司から「免田」(當時同荘の免田は、荘田約六十町のうち十二・三町ほどだといわれている)がそのことは永承七年度の免除領田制史料からも大体裏づけされる。拙稿E参照)に寄作することを禁ぜられ、また居住を迫られるものとなされたことは、免田に寄作することが或権利であったことを示す。なお同文書で、荘司側から、地子を通過する田堵らは「不可称号一段一步之作手名主」といわれているが、これは「作手名主」でなく「作手・名主」と解すべきである。また同史料は国領における十世紀的「名」が解体した直後のものだが、そこで荘司側から「停止耕作居住者也」といわれ、また国司からも「又且失住其地也」といわれていたことは注目されるべきことである。右述の一段一步の作手・名主を称すべからずということは作手を放避するということと同じことだが、ここではさ

らにそれが居住を追却されるといわれるようになったことを見逃し得ない。

㉒ ここで属地的郷というのは、十世紀段階では郡の下に潜在的に存在して、国衙直接支配単位としては、まだ表面に出ていないものであった（本稿第二章3で略述。拙稿F参照）

㉓ 最近下藤敏一氏は応徳元年八月廿日東寺領伊勢国川合荘結解状（平四の一二一三号）の「町別二反代六斗」に注目され、坪つまり一町を単位として請作する場合、その坪の負担量によって現実には一反分相当とか二反分相当ということが当事者間に諒解されていたのではないかと、といわれた（同氏「一宮領免田の支配構造」『日本史研究』七六号）。このようなことは恐らく十一世紀的「名」や、十世紀的「名」の公田請作の場合にもあったのではないかと考えられる。

㉔ 河音能平氏（『中世社会成初期の農民問題』『日本史研究』七一号）や長山泰孝氏（註②論文）が、延喜荘園整理令で王臣家と富豪層との直接的結合を切断して再び国が公民として把握することを重視されたのは正当であり、私も具体的には本文で述べたような方法で公民としての全一的把握がなされたものと解している。

㉕ 河音氏「日本封建国家の成立をめぐる二つの階級」Ⅰ（『日本史研究』六二号）

㉖ 本朝世紀久安五年十月二日条に、三河国解で「無主荒野、以開発之人、可為主事」ということの承認を官に申請したのに対し、これは「格文」にあることだから敢て新儀をたてるものとして難すべきものでもない、と評されている。これはあくまで古法の形式を墨守しよう

とした意見と、古法を無理に拡大解釈してでも国の実情をみとめて行うとする意見とが、暗に対立していたことをうかがわせる（右の三河国申請のことが「格文」にあるというのは、恐らく三代格弘仁十年十一月五日の京中閑地に関する格であろうと考えられることについては弥永貞三氏註⑤論文参照）。

㉗ 土田直鎮氏「上卿について」（『日本古代史論集』下巻）

㉘ 例えば寛治四年七月十三日賀茂上・下社に付与された大量の荘園施入（これについては拙稿「都宇・竹原荘の成立について」竹原市史論説編を参照）。

㉙ 泉谷氏「公田変質の一考察」（『歴史評論』一〇六号）

㉚ このことについては池辺弥氏「倭名類聚抄「郷名」考」（『成城文芸』一七号）参照。ただし氏が個々の文書・記録に出てくる郷名と、倭名抄の郷名とが一致する度合をその主たる指標とされたことには疑問があるが、氏がそこで副次的にあげられた倭名抄の記載にみられる混乱の分析が、私には第一次的な指標たりうるものと思われるのである（拙稿F）。

㉛ 拙稿「八・九世紀の売券に関する一考察」（『史学研究』七〇号）

㉜ 松岡氏「郷司の成立について」（『歴史学研究』二二五号）

㉝ 後藤陽一氏「創始期の院政に就て」上（『史学研究』二二の四、統稿掲載号は原稿と共に原子爆弾の犠牲となった）、橋本義彦氏「院政権の一考察」（『書陵部紀要』四号）、竹内理三氏「院政の成立」（『岩波日本歴史』古代四）（滋賀大学講師）

The State Land System in the Tenth Century and its Collapse

by

Syôzô Sakamoto

The state land system means the system starting from the reformation of land system in the tenth century including *Engi-Shôen-Seiri-Rei* 延喜荘園整理令, continuing till about the middle of the eleventh century, and intending mainly maintenance of public field, or *Kôden* 公田 contrary to private property, by *Kokushi* 国司. The public field means the succession of fields except hereditary private fields, such as *Kubun-den* 口分田 in *Kokuzu* 国園; it was not regarded as a private property even on devastation and higher rent was imposed.

Kokushi accepted *Kenden-ken* 検田權 from the state, and was obliged to maintain the public fields settled in the *Kijun-Kokuzu* 基準国園; then he organized *Myô* 名 within his country, which was the system for cultivating of public field and grasping people and land. Since about the second quarter of the eleventh century symptoms of dissolution appeared in that system; that is, it is considered that public field was changed into private property bearing another name, also *Myô* in the tenth century was changed.

Historical Facts and Legends Concerning Dayan Qan

by

Hisashi Satô

The famous Dayan Qan in the Mongolian literatures was unknown with many opinions in his historical dates and Chinese name. According to the representative opinions of *Sei Wada* 和田清 and *Junpei Hagiward's* 萩原淳平, the former made him Batu Môngke (born 1464, reign 1481-1532 or 33), and the latter Bayan Môngke his brother (reign 1488-1519 or 1520). It is correct that judging from our study, Dayan Qan was Bayan Môngke (born 1469, reign 1487-1519).

Literatures in Mongol construct a great legend of Dayan Qan, by